

FT トクちゃん新聞

Vol.132

9月号

暑さもそろそろ落ち着いて欲しい!

徳野会計事務所

〒530-0054
大阪府北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階
tel: 06-6809-2205
fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com



◆ 新戦力

徳野



6月から相次いで入社した**新戦力4名**。会計事務所経験者3名と未経験者1名。**それぞれの知識とセンスを活かして早くもいい仕事**をし始めてくれています。そんな彼らと**6月末で退職した北川を含め**、先日事務所全員で食事に行っていました。食事の場でも新戦力の各自がいい感じで過ごしてくれまして、弊社の**陣容に厚みが出てきたことをすき焼きを食べながら改めて感じた次第**です。今年も残り4か月頑張ります!

◆ 小学生も大変

小6の娘の話。いつも一緒に学校へ行ってる同級生4人グループ。**夏休み中にうち2人がケンカ。しかもLINEで**。うち1人が「あいつとはもう絶交せよ」と**LINEで迫って来てる**、というようなことでした。大人の理屈で行きますと、「**そんなん知らんやん**」「**ほっといたらいいやん**」というところですが、いろいろな事情があるようでそういうわけにもいかないとのこと。普段は**快活な娘なんです**が、**その時は心底困っている**ようでかわいそうでした。結果的に解決したようなのですが、小学生も大変ですね。ただ、いろいろな人間が居てるもんだ、ということを経験していることは、娘の将来にとって糧になればよいな、と無理やり前向きにとらえるようにしています。

◆ 平成30年度税制改正 所得拡大促進税制の教育訓練費

廣島



平成30年度税制改正で改正された **中小企業向け 所得拡大促進税制** について中小企業庁のサイトで改正後の資料が公開されました。*適用される年度は平成30年4月1日以後開始の事業年度です。

従前の所得拡大促進税制との改正点については 7月9日発行のトクちゃん新聞の北岡の記事でお伝えした通りですが、改正点のうち、上乗せ要件の**教育訓練費**についての詳細が今回公開された資料で明らかになりました。

【教育訓練費の対象者について】 *以下の方が対象外です。

- ・法人の役員／個人事業主 ・使用人兼務役員
- ・役員／個人事業主と特殊関係のある方
- ・内定者等の入社予定者 (←国内雇用者ではないため対象外)

申告時には、対象となる教育訓練費の①実施時期 ②内容・実施期間 ③受講対象者 ④支払証明 ⑤金額を記載した明細書が必要です。対象の教育訓練費をピックアップできる工夫が必要ですね!

【対象となる教育訓練費の範囲】

- (1) 自社で行う研修の会場費・外部講師に支払う報酬や、DVD等の費用等
- (2) 民間教育会社等、外部の教育機関への研修委託費
- (3) 外部のセミナーに参加する費用や、大学院等に支払う聴講に要する費用等

◆ 災害支援にふるさと納税制度が活用できます

池田



個人の方が災害義援金を送金した場合、一定の要件を満たせば、税務上“ふるさと納税”として、所得税と住民税の負担を減らすことができます。

◆ 災害支援目的の“ふるさと納税”

災害が発生して、個人の方がその被災地の都道府県や市区町村等へ**義援金を送金**した場合、その被災自治体に対する寄附金として、“ふるさと納税”の取扱いを受けることができます。

◆ 平成30年7月豪雨にも適用

平成30年7月豪雨では、被害の大きな地域に**災害救助法が適用**されました。日本赤十字社等、被災者の支援を行う募金団体が受け付ける**義援金**で、その全額が**被災自治体に配分**され、最終的に被災住民へ届く一定の**義援金**についても、“ふるさと納税”として取扱われます。



◆ 日本赤十字社等が募集する義援金の送金については、“ふるさと納税”に該当したとしても、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することはできないので確定申告が必要です。ご注意ください。

◆ 税務スケジュール(9月)

徳野久美



9月10日(月)

源泉所得税・復興特別所得税の納付
住民税特別徴収分の納付(8月分)



10月1日(月)

法人税・消費税の確定申告・納付(7月決算法人)
法人税・消費税の予定申告・納税(1月決算法人)
消費税3か月ごとの中間申告(10月・1月・4月決算)
8月分社会保険料の納付

★標準報酬決定通知書は届きましたか？

7月に提出した算定基礎届の決定通知書がお手元に届いているかと思います。今回の決定通知により、標準月額の変更が必要になる場合がございます。必ず、ご確認ください。
9月分保険料(10月31日納付分)より変更となります。

◆ 弥生会計の画面上で複数のウィンドウを出せます

信貴



弥生会計内のウィンドウを縮小し、1画面に複数のウィンドウを出すことが出来るのはご存知ですか？

弥生会計を開いて右上を見て下さい。

右図の赤い○の所のボタンを押すと、開いているウィンドウが小さくなります。
(右端の図、上から下の図のように)



←これです

この状態で他の帳票を開くと、それも

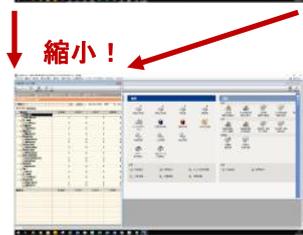
小さなウィンドウとして開くことが出来ます。

個人的な感想ですが、複数のウィンドウを出す利点は

- ①残高試算表と総勘定元帳など、参照したいものが同時に見られる
- ②ウィンドウの横幅を狭くすると数字間の幅も狭くなり、視点の移動が楽
- ③画面の切り替えのためのマウス移動など、労力を少なく出来る

といったことを感じています。

知らなかった！という方は是非一度試してみてください。



◆ お取引先への復旧支援

小笠原



先日の台風21号、地震に大雨と、このところ立て続けに自然災害が発生していますが皆様の会社への影響はいかがでしょう。また、お取引先の会社への影響はいかがでしょうか。

被災した得意先等の取引先(※1)への復旧支援(売掛金の免除や災害見舞金等)は災害発生後相当の期間内(※2)であれば、税金の計算上も優遇され、寄付金や交際費には該当せず、**全額経費として損金算入**が可能です。

※1「得意先等の取引先」…得意先、仕入先、下請工場、代理店など実質的な取引関係にあると認められるもの
※2「災害発生後相当の期間内」…取引先が通常の営業を再開するための復旧過程にある期間
(例えば、店舗等の損壊によりやむなく仮店舗で営業を行っている場合など)

復旧支援をご検討されている場合はご一報ください。

また、会計処理などご不明な点がありましたら弊社担当までご連絡ください。



◆ 夏の風物詩といえば花火

小笠原



知り合いが花火師になったらしく(といってもまだ2年目ですが。)先日、色々仕事内容を聞かせてもらいました。

綺麗で、季節を感じながらお酒が飲めて最高の風物詩ですが、打上げ現場では、空から火花やススが降ってくるわ、煙で何も見えないわ、爆発音で耳が聞こえなくなるわで、**地獄のようだ!**と話していました。
(空で爆発せずにそのまま落ちてくることもあり、危険も伴うようです。)

花火師の方の苦勞に感謝しつつ、これからも花火を楽しんでいきたいと思います。



気が付くと9月にはいり、夏ももう終わりですが、まだまだ暑い日が続くようすでございます。ご自愛ください。

◆ クイズ

徳野久美



社会保険手続きに関するクイズです。○か*で答えてください。

1. 結婚して氏名変更した場合には、健康保険証・年金手帳・雇用保険被保険者証を会社に返却し、新たに発行してもらう。
2. 介護休業中の社会保険料は免除制度がないため、給与から控除できない時は、従業員が会社に振込する方法で支払わなければならない。

答え



1. × 氏名変更の場合、健康保険証と雇用保険は新たに発行。年金手帳は既存の物の氏名を事業主が書き換えることとなっています。
2. ○ 介護休業中に社会保険料を免除する制度はありません。介護休業中、給与と支払いがない場合は従業員から保険料を振込等で預かり、会社負担分と共に納付が必要です。なお、産前産後休業期間中には保険料免除の制度があります。